

被害者等の審判傍聴・法20条2項に関する私見

06.12.11 弁護士 山崎健一

第1 はじめに

犯罪被害者の団体からは、「犯罪被害者等から見れば、加害者が成人か少年か全くの偶然にすぎず、加害者が成人であろうと少年であろうと、被害者等は十分な保護を受けなければならない」との意見が述べられている（全国犯罪被害者の会（あすの会）「2000年改正少年法5年後見直しの意見書」）。私も、この点については同様に考えている。加害者が少年であるからといって、被害者等の保護が不十分であってよいはずはない。

しかしながら、「少年犯罪の被害者等にも、成人犯罪の被害者等と同様に手続への関与が認められるべきである」、あるいは「重大犯罪を犯した少年は、成人と同様に『責任』を問われ、刑罰を受けるべきである」という意見については、賛同することができない。少年に問うべき「責任」や、被害者等に認めらるべき手続関与の範囲等については、被害者等が受けるべき「保護」の問題とは別に、少年法との関係において特に慎重な検討が必要である。

第2回意見交換会でも詳しく述べたとおり、少年法は、人格的に未成熟であり、かつ可塑性に富む少年を対象としており、それ故に、少年審判手続に関して成人の刑事裁判手続とは異なる目的（少年の健全育成、保護・教育の優先）をうたい、これを実現するために必要な、非公開原則、科学的調査などの諸原則を採用している。これは、少年が可塑性に富む存在であることから、教育による改善更生をはかることが再犯の防止には有効であることに基づく、歴史的な所産であり、諸外国においても同様の法制度が採用されており、その効果は実証されている。

これらの点に照らしたとき、被害者等の少年審判手続への関与については、成人の刑事裁判手続とは異なる一定の制約が不可避であるといわざるを得ず、また、少年の処遇（少年が問われるべき「責任」）についても、成人の場合と同様に論じることはできないと考えるものである。

第2 被害者等による少年審判の傍聴・在廷について

1 少年犯罪の被害者等が、犯罪行為の内容や加害者等について知りたいと考え、また、事件について意見を述べたいと思うことは、犯罪被害者等として当然の要求であろうと思われる。

(1) この点について、現在では、まず、捜査段階において、検察庁による「被害者等通知制度」が設けられ、捜査結果などについて被害者等への通知がなされており、また、検察庁全庁に被害者支援員が置かれるとともに被害者ホットラインが設けられ、被害者等に対し、事情聴取の過程等につ

いても情報提供がされるようになっている（第1回意見交換会における法務省の説明）。

(2) 次に、事件が家庭裁判所に送致された後の審判段階においては、2000年少年法改正により、審判係属中でも被害者等による記録の閲覧・謄写が認められる旨の明文が設けられ、被害者等は、家庭裁判所に送致された捜査記録を閲覧・謄写することにより、事件の経緯・内容や少年など関係者の供述内容についても知ることができるようになった。また、同じく法改正により、被害者等の意見聴取が規定され、希望する被害者等は、裁判所に対して事件に関する意見を述べられるようになった。このとき、前述の閲覧・謄写によって少年の供述内容等を事前に把握したうえで意見を陳述することもでき、審判期日に意見聴取が行われる場合には、被害者等が少年や保護者を前にして直接意見を述べることも可能となった。さらに、同じく法改正により、裁判所から被害者等に対する審判結果の通知が規定され、希望する被害者等は少年に対する処分結果等を知ることができるようになっている。

以上のような制度については、さらなる周知徹底が望まれるところであるが、先に述べたような少年犯罪被害者等の要望については、相当程度応えることのできる制度が準備されたものと評価できよう。

2 問題は、これらに加えて、さらに被害者等による少年審判の傍聴・在廷を認めるべきか否かである。

(1) この点について、犯罪被害者等基本計画では、「（改正法）施行後5年を経過した場合に行う検討において、少年審判の傍聴の可否を含め、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた検討を行い、その結果に従った施策を実施する。」とされているが、これも、少年審判の傍聴を認める方向での検討を求めたものではない。犯罪被害者等基本計画検討会においては、内閣府が「少年審判の傍聴その他の犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた検討を行い…」（傍線筆者、以下同じ）との案を示したのに対し、構成員から、審判の傍聴に関しては、少年法が少年の将来性、名誉、プライバシーなどを考慮して審判の非公開を原則としていることを踏まえた慎重な検討が必要であるとの意見が出され、「傍聴」を例示として入れるとしても誤解を招かないようにするという趣旨から、最終的には「少年審判の傍聴の可否を含め」との表現に落ち着いたものである（犯罪被害者等基本計画検討会（第5回）議事録）。したがって、文字通りその「可否も含めて」、少年法との関係における慎重な検討が要求されているのである。

(2) そこで、被害者等による審判傍聴につき検討するに、犯罪行為の内容や加害者等について知りたい、あるいは事件について意見を述べたい、といった少年犯罪被害者等の要望については、上記のとおり、2000年法改正などに基づく新たな制度が設けられたことにより、相当程度実現されたものと言ってよいであろうと思われる。

これに対し、被害者等の審判傍聴を認めることは、審判廷におけるやりとりを被害者等の視線を意識しながらのものとさせることとなり、少年の防衛機制を解いてその内心を明らかにさせつつ、真の内省を深めさせることが極めて困難になる。また、少年の生育歴や家族関係等のプライバシーに関わる事柄を明らかにさせることを躊躇させ、裁判所が全ての事情を考慮した適切な処分を決することができなくなるおそれも強い。

このように、被害者等の審判傍聴を認めた場合の弊害は、極めて大きいと言うべきである。逆に言えば、少年審判の非公開原則は、少年法が目的とする保護主義の理念から導かれる本質的な要請であり、少年司法制度の中核をなす極めて重要な原則なのである。

以上からすれば、被害者一般の傍聴を認めるべきではない。被害者等を在廷させるかどうかについても、少年審判規則第29条に基づき、あくまで少年の更生をはかるため、少年審判の持つ教育的機能から見て相当と認められるかどうかを裁判所が判断して決すべきである。少年法または少年審判規則に、被害者等の傍聴・在廷に関する新たな規定を設けることには、反対である。

第3 法20条2項について

1 少年法は、非行を犯した「少年」に着目しつつ、教育によってその問題性を克服し、もって少年の健全育成をはかろうとするものである。

これに対し、法20条2項は、非行の「結果」という外形的事実の重大性に着目し、検察官送致を「原則化」するものであり、少年法の理念との整合性に問題があるとともに、非行性の進んでいない少年に刑罰を科すなどの問題を生じさせている。

この点に関し、法20条2項を削除すべしとの私見に対しては、検察官送致をゼロに近づけようということになるのか、との疑問も出されている（第2回意見交換会における松尾教授）。しかし、私見でも、法20条1項に基づく検察官送致まで否定するものではない。法20条2項が廃止されたとしても、検察官送致がゼロになるわけではないものと考える。

2 次に、法20条2項に関しては、少年犯罪被害者の立場から、同項の但書を削除し、対象事件は全て刑事裁判に付すべきとの意見もある。

(1) その理由のひとつとして、被害者が死亡するなどの重大事件については、少年も成人と同様の「責任」を負うべきであり、その「責任」とは刑罰である、との考え方が示されている。

しかし、14歳以上であれば法律上の刑事责任能力が認められるとはいえ、やはり少年は未だ心身の発達途上にあり、成人と比べて人格的にも未成熟であるし、社会的経験にも乏しいことは明らかである。発達心理学的にも、少年の特徴として、①仲間に対する同調傾向が強い、②危険性を低く評価する傾向がある、③長期的視野に欠けていて目の前の結果を過度に

評価する傾向がある、といった点が指摘されており、少年に成人と同様の責任を問うべき能力が備わっていると見るのは困難である

また、第2回意見交換会で述べたとおり、各種調査からは、非行を犯す少年たちの多くが、いじめなどの被害や家族等からの虐待の体験、あるいは発達上の障害などを有しており、自尊感情や他人への共感性が持てずに規範の内在化や行動抑制ができない、などといった内面的な問題を抱えていることが明らかとなっている。非行結果の重大性についても、少年が内面に抱える問題の大きさの表れと見るべきであり、そこから重い責任非難を帰結させるのではなく、深刻な内面の問題を克服するための教育の必要性こそが導かれるべきである。

したがって、たとえ結果が重大な事件であっても、少年に成人と同様の「責任」を問い合わせ、少年を刑罰に付することは相当でない。

- (2) また、短期間での少年審判では適正な事実認定ができない、という点についても根拠として挙げられており、刑事裁判手続の結果として保護処分が相当とされれば、事件が家庭裁判所へ移送されてもよい、とも述べられている。

しかし、少年法は、可塑性に富む少年に対して有効・適切な処遇を施すため、時宜を得た迅速な処遇をするために審判手続を短期間に終了させることとしているのであり、4週間を原則とする審判手続においても、捜査の結果として家庭裁判所に送致された捜査記録はその全てが証拠とされるうえ、必要に応じて証人尋問等も実施されるなど、少年に対する処遇決定のために必要とされる適正な事実認定は、十分に可能である。

これに対して、検察官送致決定がなされると、少年はその後少なくとも数ヶ月以上に及ぶ刑事裁判手続を余儀なくされ、通常の少年院での処遇期間をも上回るような長期間、何ら教育的な働きかけのない拘置所での独居を強いられることになる。これにより、少年の問題性を固着化させてしまい、その問題性に対する早期の教育的働きかけも不可能となってしまうことになる。

また、刑事の裁判所は、いったん家庭裁判所が「刑事処分相当」とした少年を家庭裁判所に移送することについて、家庭裁判所の判断との食い違いによって少年を「キャッチボール」することになるのを避けるため、家庭裁判所の判断を尊重し、法55条に基づく家庭裁判所への移送を極めて限定的にしか認めないのが実情である。移送をも見越して検察官送致を広く認めるという議論は、少なくとも現実とは乖離しているといわざるを得ない。

以上のとおりであるから、法20条2項の但書を削除し、対象事件は全て刑事裁判に付すべきとの意見には反対である。

3 少年に長期間の刑罰を科すことの問題性

なお、少年に刑罰を科すことを正当化する根拠として、少年院での保護処

分は刑罰に比べて期間が短すぎる、との点が挙げられることがある。

しかしながら、少年の自由を拘束する場合には、その「期間」が持つ意味について、成人とは違った視点を持つ必要がある。物理的に同じ時間であっても、少年の方が成人よりも心理的に長く感じるものであるし、教育の機会等との関係でも時間の重要性は少年にとってより大きい。したがって、自由の拘束は、成人よりも少年に対してより大きな制裁として働くことになるのであり（佐伯仁志教授「少年法の理念－保護処分と責任－」・「少年法のあらたな展開－理論・手続・処遇」35頁）、少年に対する自由拘束期間と成人に対するそれとを同列に論じるのは相当ではない。

また、少年を刑務所において長期間処遇する場合には、少年の更生を阻害する大きな問題が生じかねないことについても、十分留意されるべきである。

すなわち、少年を刑務所で処遇することに関しては、少年らが社会人として成長する上で必ず乗り越えなければならない発達課題（発達の段階に応じて、社会適応できる大人になるために克服しなければならない課題）を、刑務所の中で体験、達成させることは困難である、との問題点が指摘されている（浜井浩一教授「少年刑務所における処遇」・「少年法の課題と展望（第1巻）」258頁）。少年を、十代後半からの数年間（あるいは十数年間）という長期間にわたって、社会から隔絶された刑務所の中で処遇することは、本来は社会内においてなされるべき発達課題の達成を難しくするとともに、かえって少年の問題性を固着化させてしまい、その結果として円滑な社会復帰を困難にさせかねないのである。成人犯罪者との接触等によって犯罪性を深化させてしまう可能性も含め、長期にわたる刑務所での処遇は、少年が再犯に及ぶ危険性を高めてしまうおそれがあり、それは、社会全体の利益にも反することになりかねない。

そもそも、少年法が成人の場合と異なり教育主義を採用するのは、少年非行の多くが少年の精神的未熟さを原因とする一過性のものであり、少年が可塑性に富む存在であることに基づき、教育による改善更生をはかるこそが、再犯の防止に効果的であるとの考えに基づいている。いかに事件の結果が重大であれ、少年に刑罰を科すことには可能な限り謙抑的であるべきものと考える。

第4 最後に

1 本意見交換会において、少年犯罪の被害者が少年審判の傍聴や重大事件での刑事裁判を求める理由として、少年犯罪の被害者は少年審判のことをよく知らずに刑事裁判をイメージしている、との指摘がなされた。

このことについては、私自身も重く受け止める必要があると感じている。少年法に関わる法律家として、少年審判手続の実情と少年法の理念に対する国民一般の理解を求めるための努力が、より一層必要とされている。

また、それとともに、少年審判につき十分な知識を持たない少年犯罪の被

害者に対し、法的に認められている制度を十分に活用して、必要な情報を入手し、適時に意見を表明することができるよう、公費による被害者代理人制度の創設を早急に検討すべきではなかろうか。

2 日本よりも先に、少年非行の結果を重視して非行少年を成人犯罪者と同様に扱う、という道を選択したアメリカでは、少年事件の刑事裁判化・厳罰化が進んだとされており、近時では、「少年の発達程度・責任能力を個別に判別せず自動的に刑事裁判手続の対象とすることにより、少年を責任能力以上に罰しているおそれが高い」との批判がなされており、あるいは、悪性の低い少年までもが刑事手続の対象となっていることが問題視されている。

このようなアメリカの状況に照らし、日本における少年司法のあり方を考えるうえでは、以下のような指摘がある。

まず、少年の特殊性を軽視すべきではない。少年の特殊性を配慮しないで制度改革を行った場合、刑法上の原則に反するおそれがあるだけでなく、成果を挙げることも難しく、かえって将来の少年・元少年による犯罪を増加させることにもなりかねない。あわせて、短期的・長期的な社会の利益や被疑者の権利・視点、方策の有効性など、多様な視点からの議論を行うことが肝要である。そして、「今後も被害者保護の重要性は軽視されなければならないであろう。同時に、過度に処分を厳しいものとしたり、本来厳しい処分の対象とすべきでない少年をその対象とすることは、かえって、将来の犯罪や被害者を増加させることにもなりかねないことにも注意すべきである。」（以上、園部直子判事補「アメリカの少年司法における近年の制度改革とその問題点」・判例タイムズ第1173号29頁）

日本における少年司法のあり方については、以上のような視点をもって、多角的な面から議論すべきであろうと考える。

少年犯罪被害者等の保護やその要望の実現については、少年法の目的や原則から一定の制約を受けざるを得ないのであり、被害者等の「十分な保護」については、少年法の領域にとどまらない問題として、より総合的な施策によってこそ実現されるべきものであると考える次第である。

以上